さがみはら津久井産材利用拡大協議会会則

（名称）

第１条 この団体は、さがみはら津久井産材利用拡大協議会（以下「協議会」という。）という。（目的）

第２条 協議会は、さがみはら森林ビジョンで目指している「森林の将来像」の実現に向け、さがみはら津久井産材の利用の拡大を図るとともに、本市の林業の振興に寄与することを目的とする。

（構成員）

第３条 協議会は、次に掲げる者により構成する。

1. 林業事業者
2. 製材・木材加工事業者
3. 建築・設計事業者
4. 木材流通事業者
5. 木材利用事業者
6. 林業に携わるＮＰＯ法人等
7. 行政機関
8. その他、目的の達成に資すると協議会が認めた者

（役員）

第４条 協議会に、会長１名、副会長１名を置く。また、監事１名を置くことができる。

1. 役員は、構成員の互選によるものとする。
2. 役員の任期は２年とする。但し、再任を妨げない。
3. 会長は、会務を総理し、協議会の議長を務めるものとする。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときにはその職務 を代理する。
5. 監事は、協議会の会計を監査する。

（協議会の開催）

第５条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

1. 協議会は構成員の半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数の同意によって決定する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
2. 会長は、必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる。

（所掌事項）

第６条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

* 1. さがみはら津久井産材の利用の拡大に必要な事項の協議と具現化の推進に関すること。
  2. 流域連携や他団体等との連携によるさがみはら津久井産材の需要の拡大に関すること。
  3. 木質バイオマスの利活用の促進に関すること。

（入会）

第７条 協議会に入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出し、協議会の承認を得なければならない。

（退会）

第８条 構成員は、退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

（除名）

第９条 構成員は、次の各号の一に該当するときは、協議会の議決により、これを除名することができる。

* 1. 協議会の名誉を毀損する行為のあったとき。
  2. 協議会の趣旨に違反する行為のあったとき。

（事業年度）

第１０条 協議会の事業年度は１年とし、毎年４月１日に始まって翌年３月３１日に終わる。

（会計）

第１１条 協議会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

（事務局）

第１２条 協議会の事務局は、相模原市林政主管課内に置く。

２ 事務局には、事務局長を置くことができる。

（その他）

第１３条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則この会則は、平成２７年８月２１日から施行する。附 則この会則は、平成２９年５月１１日から施行する。

附 則この会則は、令和２年４月１日から施行する。